



### 3.1.2. 公園・緑地整備の支援【都市整備局：都市づくり政策部】

まもる

育てる

#### 緑あふれる公園緑地等整備事業

##### 概要

都市計画施設以外の公園緑地計画地を対象に、東京の緑の骨格、身近な樹林地の保全など、都市における緑の保全創出へ取り組む自治体への補助

（事業期間：令和3（2021）年度から令和6（2024）年度以降継続）

##### 補助対象者

区市町村（島しょ部を除く）

##### 補助要件

- ① 都市計画区域内
- ② 補助事業完了時まで、都市計画施設及び、条例管理公園・緑地等の区域ではないこと  
（ただし、条例管理公園・緑地等の区域における借地等の買入れは対象）
- ③ 緑化率：2／10以上
- ④ 都から他の補助金を受けないこと
- ⑤ 都の緑の保全創出に関する計画等における明確な位置づけ  
・「緑確保の総合的な方針」における確保地・確保候補地（今後選定も含む）
- ⑥ 次のいずれかの条件を満たすもの  
・「緑確保の総合的な方針」における丘陵地、崖線、平地林（1ha以上）、河川、社寺林  
屋敷林（1,000㎡以上）の系統に含まれていること又は東京都レッドリスト記載種の生息・生育地  
・500mの範囲内に2ha以上の公園・緑地がないこと

##### 補助率等

補助対象経費：用地費、整備費

補助率：全体事業費の1／4

1／3（2,500㎡以上の場合など）

1／2（確保地(水準1)の丘陵地、崖線  
平地林、社寺林、屋敷林の緑の  
系統に含まれているもの）

（国費の有無問わず）

各年度において1自治体3ヵ所まで

<買取り後に公園を整備した事例>



<西久保はらっぱ公園>

##### イメージ等

<都市計画施設以外の公園緑地の例>

小規模公園、児童遊園、自治体の条例による各種保全緑地（民有地）

##### 担当窓口

都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 緑地計画担当 03-5388-3264